52 被災土地改良区復興支援事業

【176百万円】

対策のポイント —

被災により経常賦課金の支払いが困難な農家の迅速な営農再開を図るため、 被災土地改良区の機能回復に対する支援を実施します。

<背景/課題>

- ・被災農家の営農再開に向けて、営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業 用水の配水調整を行っている土地改良区の正常な運営を確保することが必要です。
- ・しかし、土地改良区は震災により事務所機能に損傷を受けたほか、**組合員からの経常** 賦課金徴収が困難となっており、その業務運営に支障が生じています。
- ・このため、土地改良区における業務再開に向けた支援策を講じ、被災農家の負担を軽減しつつ、復旧・復興に応じた業務運営体制の再構築や農家の意欲を絶やすことなく 迅速かつ安心できる営農再開の実現を図る必要があります。

政策目標

土地改良区の機能回復を図ることにより、早期の営農再開・効率的な施設管理を確保

<主な内容>

被災した農地等を地域とする土地改良区の業務運営の維持や体制の再構築に対して、 営農が再開されるまでの概ね3年間、支援を実施します。

1. 業務運営の維持に係る資金借入に対する利子助成(無利子化)

被災した土地改良区の金融機関からの資金借入に伴い生ずる利子に対して助成 (無利子化)します。

2. 業務書類・機器等の復旧

震災により喪失した組合員名簿、土地原簿、賦課台帳等の復旧及び損傷を受けた 事務機器の復旧や賦課システムの再構築に対する支援を実施します。

> 補助率:定額 事業実施主体:民間団体(公募)

お問い合わせ先:

農村振興局土地改良企画課 (03-3502-6006(直))